

第 136 回三重県森林審議会 事項書

日時：令和 7 年 8 月 25 日(月)

13：30～

場所：アスト津 4 階研修室 A

1 開 会

2 審議事項

- (1) 会長および職務代理者の選任について
- (2) 森林保全部会委員の選任および森林保全部会の決議事項について
- (3) 林地開発の許可にかかる諮問について

3 報告事項

- (1) 三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和 6 年度版）について
- (2) 保全部会の審議状況等の報告について
- (3) 地域森林計画の樹立・変更について（事前説明）

4 その他

5 閉 会

【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第 136 回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

資料 1：森林保全部会の決議事項について

資料 2：林地開発許可申請の概要

資料 3：「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況
（令和 6 年度版）について

別冊 1：三重の森林づくり実施状況報告書（令和 6 年度版）

資料 4：三重県森林審議会森林保全部会の審議状況報告について

資料 5：地域森林計画の樹立・変更について

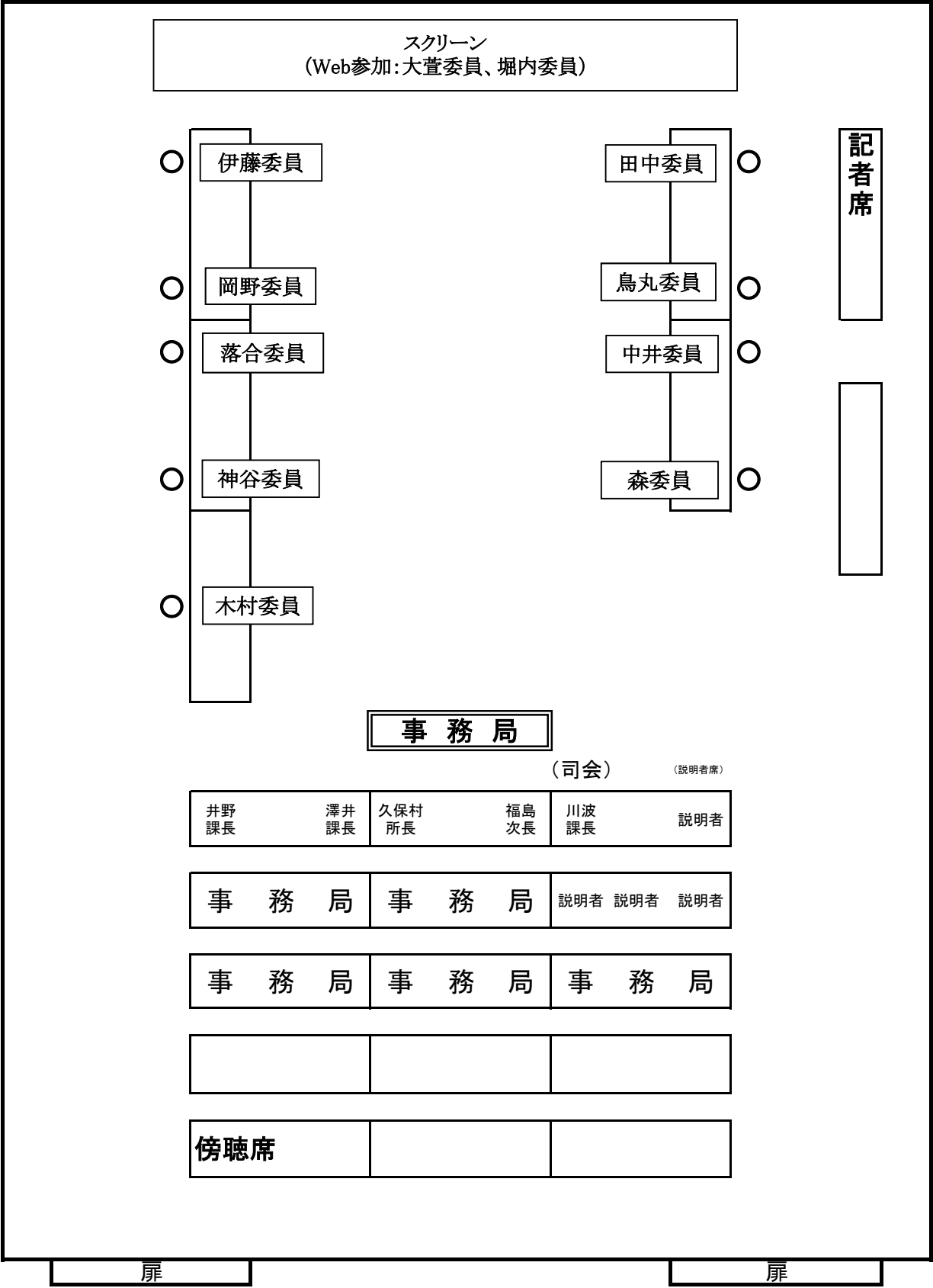
第136回森林審議会出席者名簿(五十音順)

任期(R7.3.1～R9.2.28)※一部委員は始期異なる

出欠	氏名	所属
	伊藤 公夫	三重森林管理署 署長
WEB	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会 会長
	岡野 こころ	一般社団法人明和観光商社 遊び心 代表
	落合 賢治	三重県木材組合連合会 会長
(ご欠席)	尾上 壽一	紀北町長 一般社団法人三重県森林協会 副会長
	神谷 綾子	建築士 一般社団法人三重県建築士会女性委員会 委員長
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長
	田中 宣多	三重大学 助教
	鳥丸 猛	三重大学 准教授
	中井 毅尚	三重大学 教授
WEB	堀内 楓子	叶林業合名会社 三重県林業経営者協会
	森 秀美	三重県森林組合連合会 代表理事会長
	計 12名	

第136回三重県森林審議会 座席表

令和7年8月25日



三重県森林審議会 法的根拠について

(1) 審議会の組織について

森林法

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

付属機関等の設置・運営等に関する基本的な取り扱いについて

(3) 委員の選任

④ 長期就任

長期就任の弊害を回避するため、同一の附属機関における就任期間は、原則として8年間までとすること。

三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

(2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

森林法

(地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

(指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあっては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあっては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害等防除法

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

（趣旨）

第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

（職務代行者の選任）

第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

（招集）

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員から請求があったとき。

（通知）

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

（議長）

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の成立）

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

（WEB会議システムによる出席）

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない、議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

（議事）

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面による議決権の行使）

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

（議事関与の制限）

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

（議事録）

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

（部会）

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

（部会の緊急開催）

第14条 任期満了に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。

この要領は平成10年4月1日から施行する。

この要領は平成14年4月1日から施行する。

この要領は平成16年4月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成24年4月2日から施行する。

この要領は平成29年7月26日から施行する。

この要領は令和2年12月4日から施行する。

この要領は令和5年8月31日から施行する。

森林保全部会の決議事項について

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

森林保全部会の決議を森林審議会の議決として扱う「特に定めた事項」

- ① 森林法第 25 条の規定による保安林の指定解除
- ② 森林法第 10 条の 2 の規定による林地開発の許可
- ③ 森林病虫害防除法第 7 条の 3 の規定による「都道府県防除実施基準」の策定・変更
- ④ 森林病虫害防除法第 7 条の 5 の規定による「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定・変更
- ⑤ 森林病虫害等防除法第 7 条の 6 の規定による「樹種転換促進指針」の策定・変更

林 地 開 発 許 可 申 請 の 概 要

1 林地開発行為に係る森林の所在場所

鈴鹿市国府町字古子 5183 番 4 他 1 大字 5 字 133 筆

2 開発行為の目的

工場、作業所、倉庫（9 区画）用地の造成

3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

1 1 . 6 3 9 7 ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

1 9 . 3 2 7 5 ヘクタール

4 主な防災施設

洪水調整池、沈砂池

5 申請者の住所氏名

鈴鹿市池田町 1140 - 6

株式会社イケダエステート

代表取締役 田中 久司

林地開発許可申請(森林審議会諮問対象)位置図

R7.8.27現在

◎ 鈴鹿市国府町字古子5183番4 他1大字5字133筆

目的 工場、作業所、倉庫(9区画)用地の造成

申請面積 11.6397 ha

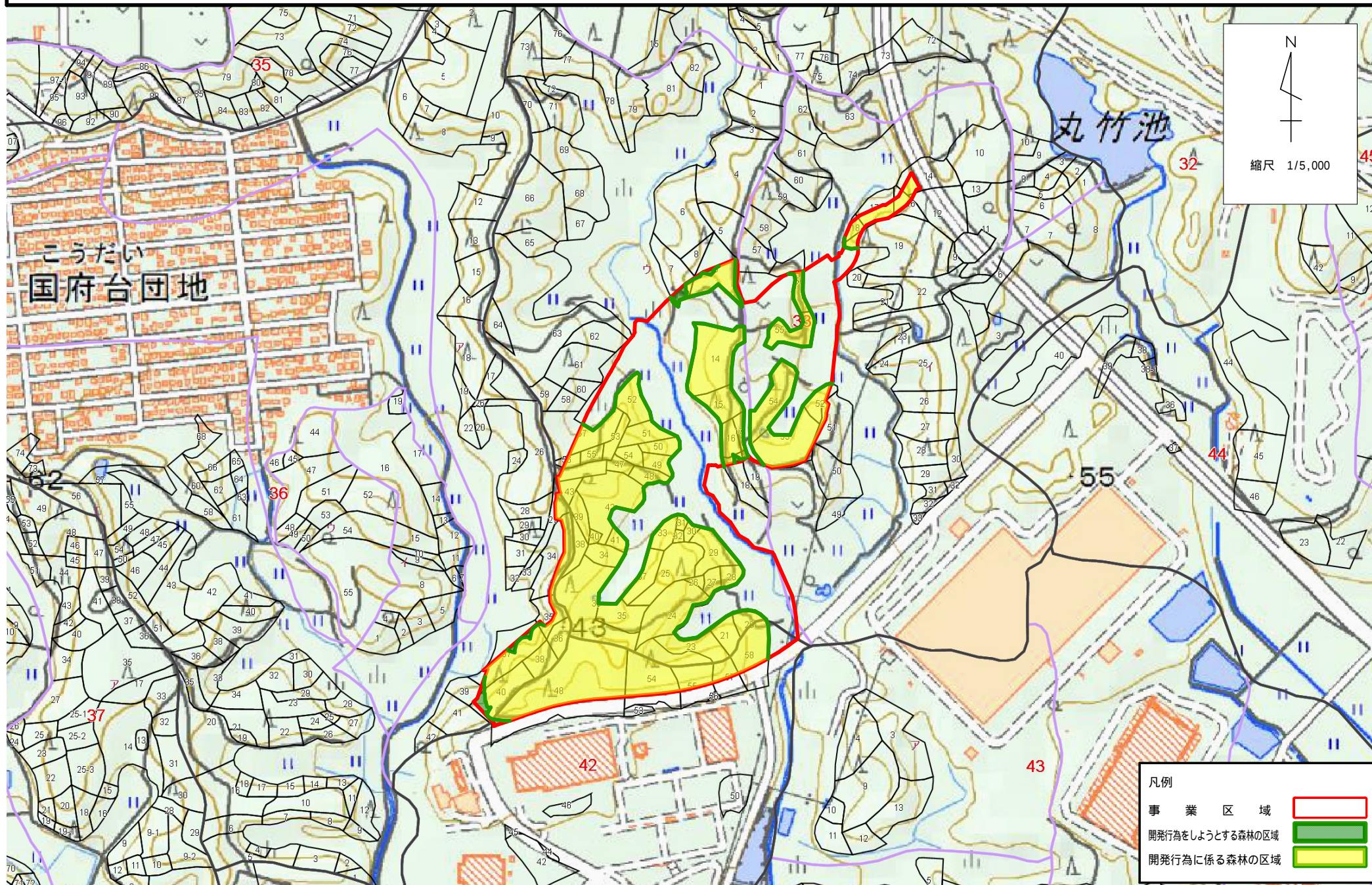


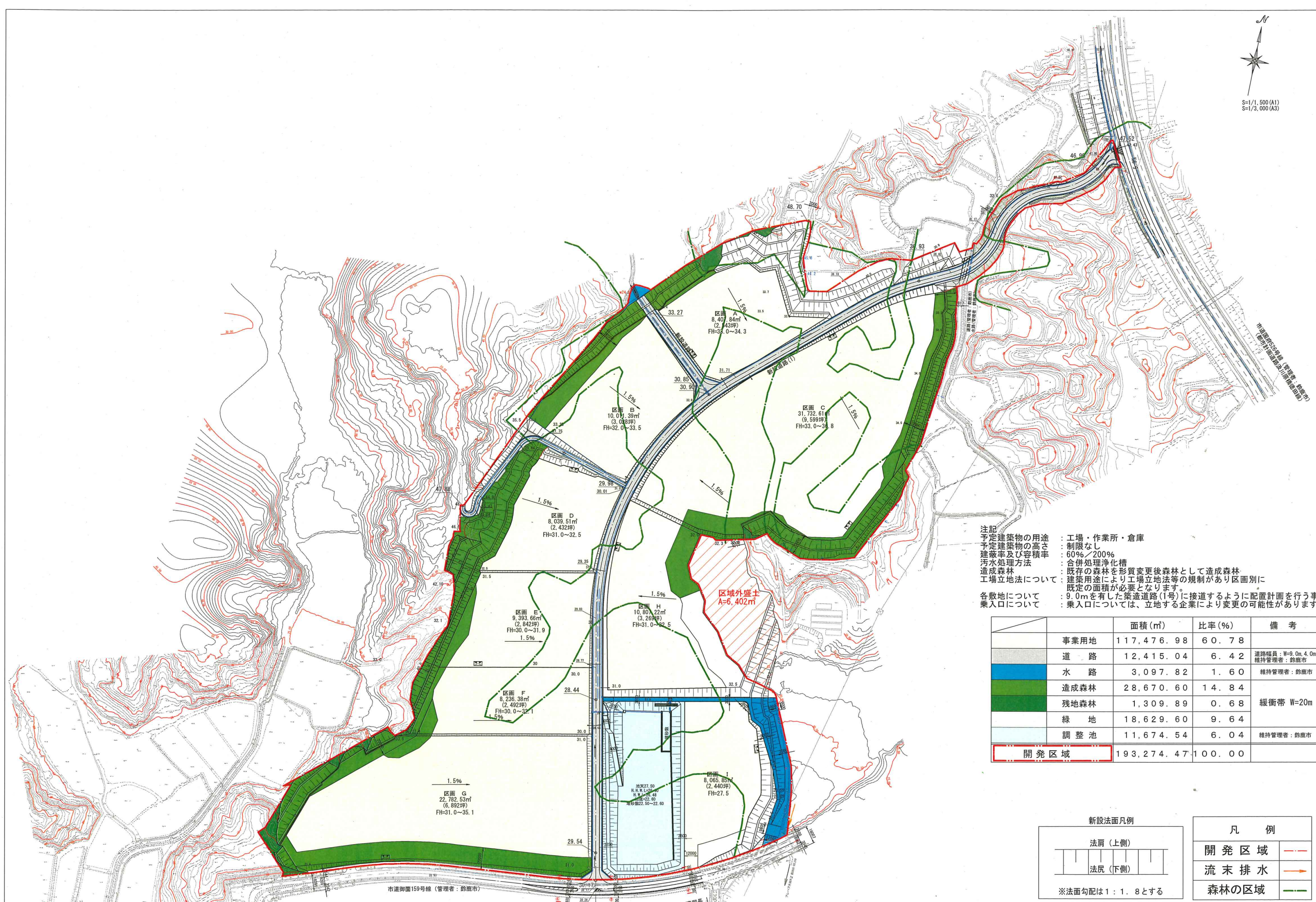
森林審議会に諮問する林地開発許可申請の基準

林地開発許可申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当するときは、三重県森林審議会に諮問するものとする。

- 1 開発行為に係る森林面積が、次の規模以上の場合
 - (1) ゴルフ場の造成事業 20ヘクタール
 - (2) 宅地又は別荘の造成事業 20ヘクタール
 - (3) レジャー施設、工場等造成事業 10ヘクタール
 - (4) その他(上記以外)の事業 10ヘクタール
- 2 開発行為に係る森林の区域に機能の高い森林が面積が10ヘクタール以上含まれる場合
- 3 その他知事が必要と認めた場合

林地開発行為調査地図（鈴鹿市国府町字古子5183番4他6筆、字七字路谷5189番1他71筆、字中山田5350番3他14筆、字走り下5240番他4筆、字五之坪5385番1他18筆、御園町字猫谷1747番2他25筆）

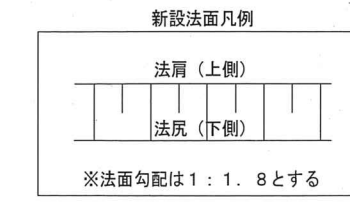




N
S=1/1,500 (A1)
S=1/3,000 (A3)

注記
予定建築物の用途 : 工場・作業所・倉庫
予定建築物の高さ : 制限なし
建蔽率及び容積率 : 60% / 200%
汚水処理方法 : 合併処理浄化槽
造成森林 : 既存の森林を形質変更後森林として造成森林
工場立地法について : 建築用途により工場立地法等の規制があり区画別に
既定の面積が必要となります。
各敷地について : 9.0mを有した築造道路(1号)に接道するように配置計画を行う事
乗入口について : 乗入口については、立地する企業により変更の可能性があります。

	面積(m ²)	比率(%)	備考
事業用地	117,476.98	60.78	
道 路	12,415.04	6.42	道路幅員: W=9.0m, 4.0m 維持管理者: 鈴鹿市
水 路	3,097.82	1.60	維持管理者: 鈴鹿市
造成森林	28,670.60	14.84	
残地森林	1,309.89	0.68	緩衝帯 W=20m
緑 地	18,629.60	9.64	
調整池	11,674.54	6.04	維持管理者: 鈴鹿市
開発区域	193,274.47	100.00	



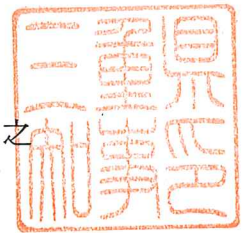
凡 例	
開発区域	—
流末排水	→
森林の区域	—

三重県森林審議会

三重県鈴鹿市における林地開発許可について、次のとおり申請がありましたので、森林法第10条の2第6項の規定により、これに対する貴審議会の意見を求めます。

令和7年8月12日

三重県知事 一見勝之



1 申請者

(住所) 鈴鹿市池田町1140-6

(氏名) 株式会社イケダエステート

代表取締役 田中 久司

2 林地開発行為に係る森林の所在場所

鈴鹿市国府町字古子5183番4 他1大字5字133筆

3 林地開発行為の目的

工場、作業所、倉庫(9区画)用地の造成

4 林地開発行為にかかる森林の土地の面積

11.6397ヘクタール

「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（令和6年度版）について

資料3

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。
このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	14,780ha	11,752ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,279地区	2,288地区	2,359地区
新植地の被害率（被害）	—	1.4%	0%
森林境界明確化面積（累計）	42,000ha	36,431ha	60,000ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を3,874haの森林で実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低下した保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- みえ森と緑の県民税を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和6年度末までに22市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、13市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち11市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援（市町担当者向け研修会）

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,565千人	1,352千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	25市町	22市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	220人・団体	214人・団体	300人・団体

基本施策3-(1)森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、みえ森と緑の県民税を活用して「こども森の写真教室」を開催したほか、「第11回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンターなどで展示しました。
- 自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを開催しました。

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- 森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに11施設を認定しました。
- 教育・保育関係者をはじめとする参加者が交流を図り、森林教育について考え話し合う場とするため、「第3回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。
- 「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促進するよう、「みえ森林教育プログラム」を作成し、県内すべての小中学校に配付しました。



自然体験ツアー



第3回みえ森林教育シンポジウム

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
県産材素材生産量	418千m ³	431千m ³	430千m ³
林業人材育成人数（累計）	385人	380人	645人
製材・合板需要の県産材率	51.5%	54.6%	60.0%

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、航空レーザ測量成果による森林資源情報解析を実施した他、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。
- スマート林業に関する技術や効果を広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、みえ森林・林業アカデミーにおいて各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ154名が参加しました。
- 林業の新規就業者の確保に向けて、首都圏での就業・就職フェアにおける就業相談を行ったほか、就業希望者を対象とした体験研修やインターンシップ等を実施しました。



みえ森林・林業アカデミー選択講座（特殊伐採）

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- 中大規模建築物等の木材利用を促進するため、建築士のスキルアップや行政職員等を対象とした研修会を開催したほか、木造非住宅建築物の設計支援を行いました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指 標	目標（R6）	実績（R6）	目標（R10）
森林づくり活動への参加団体数	120団体	120団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	48者	57者	80者
三重の森林づくりへの関心度	42.0%	49.6%	50.0%

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- 津市及びびいなべ市において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2)木づかいの促進

- 県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」として位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を10回開催しました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』を推進し、新たに14事業者を登録しました。

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、志摩市阿児アリーナにおいて「みえ森林フェスタ2024志摩」を開催し、約1,600名の方が参加しました。



「木づかい宣言」登録書授与式



みえ森林フェスタ

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和6年度版)

令和7年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ 「三重の森林づくり基本計画」を変更しました	2
Ⅱ スマート林業の推進に向けた各種取組を展開しています	3
Ⅲ 森林管理道「木屋村山線」が開通しました	4
Ⅳ 「みえ森林教育プログラム」を作成しました	5
Ⅴ 森林フェスタを開催し、「三重の森づくりネットワーク」を立ち上げました	6
第2章 実施状況	7
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	8
【基本施策1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり	10
（1）持続可能な森林づくり	10
（2）公益的機能を重視した森林づくり	10
（3）多様な森林づくり	10
【基本施策1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	11
（1）災害に強い森林づくりの推進	11
（2）森林の保全と保安林制度の推進	11
（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施	12
（4）野生鳥獣による被害の軽減	12
【基本施策1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化	13
（1）国・市町等と連携した森林管理の推進	13
（2）森林資源データの整備と情報提供	13
（3）森林の公有林化等による公的管理	14
（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究	14
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	15
【基本施策2-（1）】林業及び木材産業等の振興	17
（1）森林施業の集約化の促進	17
（2）多様な原木の安定供給体制の構築	17
（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化	17
（4）多様な収入源の創出	18
（5）特用林産の振興	18

(6) 効率的な林業生産活動のための研究.....	18
【基本施策 2- (2) 】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	19
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	19
(2) 地域を担う多様な人づくり.....	19
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	20
【基本施策 2- (3) 】 県産材の利用の促進.....	20
(1) 県産材の需要拡大	20
(2) 信頼される県産材の供給の促進	21
(3) 住宅建設における木材利用の促進	21
(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進.....	21
(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進.....	22
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進.....	22
 Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興.....	24
【基本施策 3- (1) 】 森林文化の振興	25
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	25
(2) 森林文化の体験と交流の促進	25
(3) 里山の整備及び保全の促進.....	25
(4) 森林文化の継承	26
【基本施策 3- (2) 】 森林環境教育・木育の振興	26
(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」	26
(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」	26
(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」	27
 Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進.....	28
【基本施策 4- (1) 】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	29
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進.....	29
(2) 緑化活動の促進	30
【基本施策 4- (2) 】 木づかいの促進	30
(1) 暮らしの中での木づかいの促進	30
(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進	30
【基本施策 4- (3) 】 三重のもりづくりの意識の醸成	31

（1）三重のもりづくり月間の取組	31
参考資料.....	33
Ⅰ 三重の森林づくり条例.....	34
Ⅱ 用語説明	38

第1章 トピックス

I 「三重の森林づくり基本計画」を変更しました

県では、令和7年3月に三重の森林づくり基本計画を変更し、新たに「三重の森林づくり基本計画2025」としてスタートしました。

1 計画変更の趣旨

「三重の森林づくり基本計画」は、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」の規定に基づき議会の議決を経て策定される計画であり、本県の「もりづくり」についての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めた計画です。

平成31年3月の変更から5年以上が経過し、その間に、国においては新たな「森林・林業基本計画」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向け、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進するとともに、花粉発生源対策として花粉の少ない苗木への植替えを促進することとされました。

一方、県においては県内の人工林面積の約8割が50年生を超え、豊富な森林資源が利用期を迎えていることや、「みえ森と緑の県民税」第3期制度の開始、全国植樹祭の令和13年招致の表明など、森林・林業を取り巻く状況が大きく変化しています。

このように本県の森林・林業を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていくため、現状や課題をふまえた見直しを行い、新たに「三重の森林づくり基本計画2025」（以下、「基本計画2025」と言います。）として策定しました。

2 基本計画2025のポイント

基本計画2025における主な取組を3つのポイントにまとめると次のとおりです。

①主伐および主伐後の再造林の促進

- ・CO₂吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換に向けた主伐・再造林の促進
- ・森林施業の収支のプラス転換に向けた伐採～保育作業の低コスト化の促進

- ・成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給できる体制の整備
- ・既存の木材需要や新たな大型需要に対し原木を安定供給できる木材生産体制の整備
- ・新規就業者確保対策に加え、異業種や外国人等の多様な労働力の確保

②公益的機能の発揮をめざした森林づくり

- ・みえ森と緑の県民税県事業による災害に強い森林づくりを着実に推進
- ・森林経営管理制度に基づく公的な森林管理の促進
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向けた県と市町の協働体制の強化
- ・航空レーザ測量等のスマート技術を活用した効率的な森林境界明確化の促進

③さまざまな主体による三重の森づくり活動

- ・全国植樹祭の令和13年度招致に向けた、県民の森林を育む意識の醸成や、森づくり活動の促進
- ・NPO、企業、教育機関、行政等の森林づくり関係者によるネットワークの構築
- ・森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出

3 基本計画2025の実現に向けた取組

県では、基本計画2025で掲げた目標の実現に向けて、数値目標の達成状況や施策の実施状況を毎年度公表し、県民、事業者、市町の皆様と目指す姿や進捗状況を共有しながら、関係者一丸となった「三重の森林づくり」に取り組んでいきます。

三重の森林づくり基本計画 2025



三重県

Ⅱ スマート林業の推進に向けた各種取組を展開しています

県では、林業の生産性や安全性の向上による素材生産量の増大や労働環境の改善に向け、スマート林業の推進に取り組んでいます。

1 みえスマート林業推進協議会の活動

スマート林業に関する技術や効果など、先進的な知識を林業関係者間で共有し、広く普及することで、林業イノベーションを加速化し、林業の安全性や生産性の向上、木材供給力の強化を通じて、本県林業・木材産業のグリーン成長を実現することを目的として、産学官の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」（以下、「協議会」という。）を令和4年9月に設置しました。

令和6年度末現在で、大学や国・県・市町、民間企業等60者が協議会に加入しています。

令和6年度には、協議会員を対象に、県が実施している航空レーザ測量の成果を有効活用するための点群オープンデータの活用方法やG N S S（全球測位衛星システム）を活用した現地調査手法、産業用ドローン技術の活用事例の情報共有に取り組みました。



みえスマート林業推進協議会 総会

また、協議会では、「ICT施業推進部会」「森林境界明確化部会」「労働安全部会」の3つの部会を設置しており、令和6年度は以下の取組を行いました。

【ICT施業推進部会】

G I Sシステムによるドローン等で取得

した3Dデータを用いた写真測量や森林調査、作業道の設計

【森林境界明確化部会】

森林境界明確化に向けた境界案の作成にかかる講義及び演習

【労働安全部会】

携帯電波環境が悪い森林内での、通信技術や防災ヘリを活用した救助訓練



労働安全部会「救助訓練」

2 技能者の育成

スマート林業技術の現場実装を効果的に推進していくため、各林業事業体において、I C T等の先端技術の精通者となる人材（コア技能者）を育成しています。

令和6年度には、各地域から選定された林業事業体職員8名を対象に、他県における先進事例の紹介のほか、木材検収や森林測量管理、日報管理の各システムに関する研修、Q G I Sによる航空レーザ測量成果を活用した森林資源量抽出などの演習、路網設計支援ソフトによる線形案の作成などを実施しました。

3 今後の取組

スマート林業技術の現場実装を加速化させるため、研修内容のブラッシュアップを図るとともに、協議会員間相互の連携を強化し、先端技術に関する情報発信や成果を共有するほか、コア技能者の育成に取り組んでいきます。

Ⅲ 森林管理道「木屋村山線」が開通しました

県が県代行事業として度会郡大紀町および度会郡南伊勢町で開設工事を進めていた林道木屋村山線が、令和7年3月に全線開通しました。

1 林道木屋村山線の概要

林道木屋村山線は、三重県度会郡大紀町地内の木屋集落と南伊勢町地内の村山集落を連絡する幹線林道として計画され、南伊勢町村山地内の林道大紀南島線との接続を起点として、大紀町木屋地内の林道奥西河内線との接続を終点とする総延長9,228m、幅員4.0mの第2種2級の森林管理道です。



林道木屋村山線線形図

2 利用区域内の森林状況

本線の利用区域（林道開設によって森林資源の有効利用や森林整備が促進される区域）は339haで利用区域における森林資源構成は、人工林48%、天然林52%で、となっています。人工林の比率は県平均である62.5%を下回るものとなっていますが、スギ・ヒノキは50年生～60年生のものが約77%を占めている成熟した森林となっています。

3 林道開設による期待

本線が開通したことで、利用区域内の人工林の適正管理や資源の有効活用等がより促進されることが見込まれます。また、利用区域内で放置されて過密となった広葉樹林を適切に管理することにより、森林の公益的機能を向上させ水源林としての役割を向上させること等が期待されます。

4 コスト削減と木材利用について

本線では、コスト削減のため、本来ならば車道幅員3.0m、路肩50cm×2の計4.0mのところを、部分的に路肩をそれぞれ25cm縮減することにより合計幅員を3.5mとして、掘削土量の削減などを図りました。また、地形の凹凸に合わせて、こまめにカーブ設定を行い波形線形にして、土工量や構造物の大きさの縮減などによりコストの削減を図りました。

また、木材の利用を積極的に行っており、側溝や道路への土石の堆積を防止するために道路際に木材を柵状に配置した木柵工や、路面水を安全に道路外に導くために設置した木製カーブなどを設置しました。



木材利用例

5 おわりに

本線は平成16年に着工し、21年の歳月をかけてこのたび令和7年3月に開通しました。

本線は幹線林道として、区域内の路網ネットワークの中核となり、沿線の森林整備を促進させるとともに、切り出された木材を市場まで効率よく運搬させるための重要な施設です。また、地元からも林業振興や地域活性化の実現に向けて不可欠なものとして期待されています。

林道は森林作業者の労働条件の改善、作業効率の向上、林業の収益性向上、山村地域の生活道路としての機能、さらには環境保全に繋がる効果も期待できる重要な施設であることから、今後も事業を着実に進めていきます。

Ⅳ「みえ森林教育プログラム」を作成しました

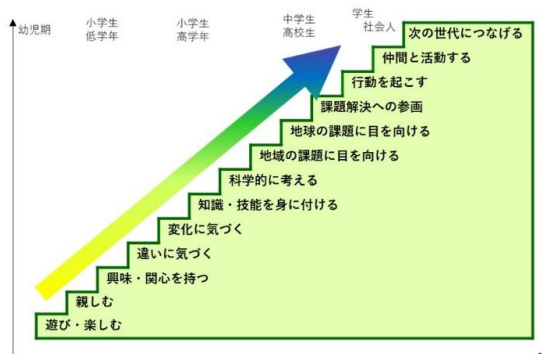
県では、森林と社会をめぐる情勢の変化に対応した森林教育を推進するため、令和2年10月に「みえ森林教育ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、次の4つを柱に取組を進めています。

- ① 森林教育の裾野の拡大
- ② 子どもから大人まで一貫した教育体系の構築
- ③ 主体的・対話的で深い学びの充実
- ④ 指導者の養成

今回、ビジョンに基づいた取組をさらに促進していくため、森林教育指導者や幼児教育・保育、学校教育関係者等が森林教育を企画・運営していくための参考となるよう、令和7年2月に「みえ森林教育プログラム」を作成しました。

1 「みえ森林教育プログラム」の概要

(1) みえ森林教育が目指す年代ごとの姿
ビジョンが目標とする「森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動する人（みえの森びと）」の育成に向けた年代ごとの姿を13のステップに分類し、明確にしました。



みえ森林教育が目指す年代ごとの姿

(2) 森林教育プログラムの進め方

森林教育プログラム（森林教育を推進するために実施される教育の指導計画・取組内容）を企画・提案・運営していくために参考となる進め方を整理しました。

また、育成する年代の学習状況を考慮したプログラム提案となるよう、「学習指導要領」における森林や木、木材に関連する学習テーマを年代ごとに整理しました。



森林教育プログラムの進め方

学習のテーマ	幼児期 3～5歳	小学生 低学年 6～7歳	小学生 高学年 8～11歳	中学生 12～15歳	高校生 16～18歳	学生 19～22歳	社会人 23歳以上
自然のしくみ	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見
自然の価値	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見
自然の活用	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見
自然の保護	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見
自然の継承	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見	自然の観察・発見

「学習指導要領」の関連する学習テーマ

(3) 森林教育プログラムの取組事例

県内各地で実施された57の取組事例について、(1)と(2)との関連や、プログラムの基本的な進め方、プログラム参加者のコメントを掲載することで、得られる成果等をより具体的にイメージできるようにまとめました。

2 「みえ森林教育プログラム」の今後の活用

森林教育指導者や幼児教育・保育、学校教育関係者等によるみえ森林教育の活動を広げていくため、県内の小・中学校や市町、森林教育指導者に向けて「みえ森林教育プログラム」を配布しました。

今後は「みえ森林教育プログラム」の活用を働きかけていくとともに、さらなる内容のブラッシュアップを図り、ビジョンに基づく取組を継続的に進めてまいります。

掲載URL：

<https://www.pref.mie.lg.jp/RINGI/HP/m0135700256.htm>



V 「みえ森林フェスタ」を開催し「三重の森づくりネットワーク」を立ち上げました

県では、県民の皆さんの森林・緑への理解を深め、森林づくりへの参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めるとともに、令和13年開催の全国植樹祭の招致を予定しています。

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑への国民的理解を深めるために、毎年各都道府県で開催されている国民的行事です。これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、県内外から多くの参加者を迎え、式典行事や記念植樹が行われています。

県では、全国植樹祭招致に向けた気運の醸成を図るため、森林関連イベント「みえ森林フェスタ」を開催するとともに、「三重の森づくりネットワーク」を発足しました。

1 みえ森林フェスタ

県民の皆さんが森林や木に親しみ、体験や学びを通じて森林への理解と関心を深めていただくことを目的に「みえ森林フェスタ」を開催しました。

令和6年度は、10月5日（土）志摩市阿児アリーナで開催し、さまざまなステージイベントや「みえの木製品コンテスト」の作品展示、三重の木のおもちゃで遊ぶ「ミエトイキャラバン」、森林の働きや大切さを学ぶブースなどの各種コンテンツについて、約1,600名の来場者の方々に楽しんでいただきました。



メイン会場の様子

2 三重の森づくりネットワーク

県では、公益社団法人三重県緑化推進協会の協力のもと、企業、NPO、教育機関、行政などが一丸となって、森づくりに関わる人材の育成や、森林整備、森林教育活動をはじめとした「三重の森づくり運動」に取り組むことを目的に「三重の森づくりネットワーク」を発足しました。

「みえ森林フェスタ」で行った立ち上げ式では、農林水産部長からの挨拶、公益社団法人三重県緑化推進協会専務理事からのネットワークに関する概要説明の後、ネットワーク会員である「いせしま森林組合」、「もくいち・マルゴ株式会社」から、それぞれの森づくりへの関わりについて、ご紹介いただきました。



立ち上げ式記念撮影

3 今後の対応

今後も引き続き「みえ森林フェスタ」をはじめとしたイベントの開催などを通じて、県民の皆さんが直接森林や木にふれあえる機会の創出を図るとともに、「三重の森づくりネットワーク」を中心とした「三重の森づくり運動」のさらなる展開を通じて、令和13年開催の全国植樹祭招致に向けた気運の醸成につなげていきます。

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和6年度目標 (2024年度)	令和6年度実績 (2024年度)	令和10年度目標 (2028年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	14,780ha	11,752ha	30,300ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	2,279地区	2,288地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	—	1.4%	0%
森林境界明確化面積(累計)	42,000ha	36,431ha	60,000ha

【令和6年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

森林環境創造事業、治山事業、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的として、森林整備を1,969ha実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和6年度実績(累計)は11,752haとなり、同年度目標値である14,780haには達しませんでした。

森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始から6年が経過

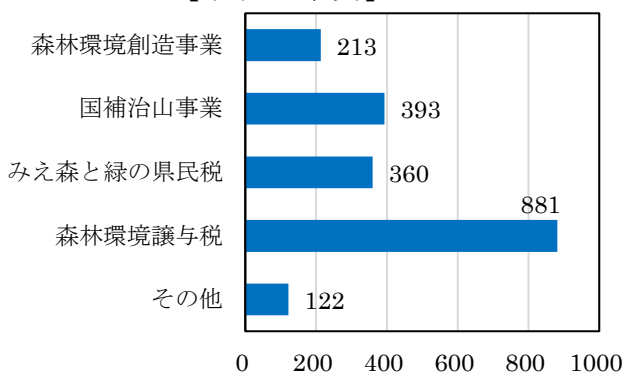
し、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところです。今後は、森林整備をより一層本格化させていけるよう、各市町の取組段階や課題に応じたきめ細かな支援をさらに進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと各農林(水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案や市町の課題に応じた専門家の派遣など、市町ごとの進度に応じて支援内容のさらなる充実を図ります。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員向けの講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り

指標：公益的機能増進森林整備面積
(単位：ha)

【令和6年度】



組んでいきます。

（２）山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和６年度末時点で山腹崩壊危険地区２,１０１地区、地すべり危険地区１３地区、崩壊土砂流出危険地区２,０９８地区の計４,２１２地区が選定されています。

「山地災害危険地区」における災害の発生を防止するため、令和６年度は、新たに２０地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和６年度末時点の着手地区数は２,２８８地区となり、同年度目標値である２,２７９地区を上回っています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めていきます。

（３）新植地の被害率

みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所における獣害被害状況を調査した結果、令和６年度末時点の被害率は、１．４％でした。

シカによる新植地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和１０年度目標値（被害率０％）の達成に向け、引き続き、防護柵の設置等、新植地の被害防止対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な防護柵の設置・管理方法や捕獲技術に関する検証を進めていきます。

（４）森林境界明確化面積

森林環境譲与税の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和６年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から２,２７５ha増加して３６,４３１haとなりました。

令和１０年度目標値（６０,０００ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1－(1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和 6 年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和 6 年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐609ha、植栽56ha、下刈100ha、枝打ち8ha等、また、県単造林事業により、間伐169ha、下刈5ha等を実施しました。このほか、間伐については、治山事業で337ha、林業・木材産業循環成長対策事業等の非公共事業で177ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で79ha実施するとともに、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」において237ha実施されるなど、生産林全体の間伐面積は2,508haとなりました。



皆伐後の植栽状況

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和 6 年度の取組】

森林環境創造事業により、環境林における間伐212haを実施しました。このほか、治山事業で56ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業で22ha、森林環境譲与税を活用した市町単独事業で429haの間伐を実施するなど、環境林全体の間伐面積は計850haとなりました。

なお、令和 6 年度における生産林と環境林合わせて、植栽や下刈、間伐等の合計森林整備面積は3,874haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和 6 年度の取組】

地域の実情に応じた多様な森林づくりとして、特用林産物の生産に向けたクヌギの植栽を、造林補助事業により7.5ha実施しました。

【基本施策 1－(2)】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

（１）災害に強い森林づくりの推進

荒廃森林の復旧や山地災害の未然防止など、県民生活の安全・安心を確保するため、治山施設や森林の整備等を進めます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や溪流内に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和６年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和６年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,101地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,098地区となっており、これらの山地災害危険地区における治山事業の着手率は54.3%となりました。

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象に、健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）393haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、11市町、28箇所において、流木となるおそれのある危険木1,841³mの除去と、溪流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐101haを実施しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、鳥羽市等17市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、12市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐254haが実施されました。

また、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採について、松阪市等10市町で実施され、3,951本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採（松阪市）

（２）森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和６年度の取組】

令和６年度末時点で、県内の森林面積の約34%にあたる125,829haの森林を保安林に指定しています。

また、林地開発については、令和６年度に５件、11.6haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,158	63.7%
土砂流出防備	43,129	34.3%
土砂崩壊防備	179	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	636	0.5%
落石防止	25	0%
航行目標	6	0%
保健	※10,525	1.1%
風致	79	0.1%
計	125,829	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性の理解促進に努めました。なお、令和6年度の条例に基づく届出件数は108件でした。

（３）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和6年度の取組】

松くい虫防除対策として、市町において、みえ森と緑の県民税等を活用した薬剤散布による予防措置24ha、被害木を伐倒処理する駆除措置93m³が実施されました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m ³)
令和元年度	256	780
令和2年度	220	296
令和3年度	216	262
令和4年度	215	275
令和5年度	193	200
令和6年度	169	783

また、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

さらに、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

（４）野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるほか、ICTを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和6年度の取組】

令和6年度の野生鳥獣による林業被害額は1億2,751万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

植栽木への被害を防止するため、植林地における防護柵やチューブ等の設置を支援しており、造林事業により、防護柵約42kmを設置しました。

さらに、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減に向け、捕獲圧を上げ、ニホンジカの生息密度を低減させるため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、ニホンジカの狩猟期間の延長を行っています。

加えて、林業研究所では、ニホンジカの生息密度が比較的高い集落周辺の山林や、再造林地周辺の山林をモデル地区として設定し、ニホンジカ捕獲の実証試験として、捕獲の強度によるニホンジカの出現頻度や生息密度の変化を調査しています。併せて、効率的なニホンジカの捕獲方法も検討しています。



新植地周辺に出没するニホンジカ

【基本施策１－（３）】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税の導入や「森林経営管理法」の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

（１）国・市町等と連携した森林管理の推進

県内４流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が「森林環境譲与税」を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和６年度の取組】

森林計画制度の円滑な運用に向けて、森林管理や施業、森林資源の賦存状況が把握できるよう、市町に提出された伐採届出書及び状況報告書を電子化し、森林クラウドに反映しました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。これらの取組の結果、令和６年度末までに、22市町で森林所有者に対する意向調査が行われ、13市町が経営管理権集積計画を作成し、このうち11市町で市町村森林経営管理事業が実施されました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援
（市町担当者研修会）

（２）森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等を効果的に進められるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い３次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和6年度の取組】

津市、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市で新たに約426km²の航空レーザ測量成果の解析を実施し、これまでに19市町3,291km²で詳細な森林資源や地形等の森林情報を整備しました。

また、市町や林業事業体が効率的な施業を実施できるよう、詳細な森林資源情報や精度の高い地形データの活用方法について、みえ森林・林業アカデミーの講座や森林クラウドに関する研修等において普及を行いました。

（３）森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所での計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和6年度の取組】

早期に整備を行う必要があるものの、林業経営に適さず森林所有者による管理が困難な森林において、8市町が森林環境譲与税を活用し、森林所有者等と協定を結んで行う森林整備が実施されました。

また、名張市の国津県行造林において、14.1haの森林整備を実施するとともに、J-クレジット制度に基づくクレジットを899t-CO2創出しました。



協定に基づく森林整備後の森林（多気町）

（４）森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和6年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和6年度より以下の調査を実施しています。

令和6年度は、みえ森と緑の県民税第3期制度（令和6～10年度）の初年度であることから、2期目の成果を受け、残された課題について、調査を開始しました。

- ① 山腹部における表土流亡抑制効果を検証するための多様な条件下に設置された土砂止の効果発揮状況の調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果などを検証するための航空レーザ測量データを活用した目標径級への到達状況調査
- ③ 溪流部における危険木除去による長期的な流木発生抑制効果を検証するための3次元点群測量による流木発生状況の調査



地上レーザ測量による立木と土砂止設置状況の調査

Ⅱ 基本方針２ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和6年度目標 (2024年度)	令和6年度実績 (2024年度)	令和10年度目標 (2028年度)
県産材素材生産量	418千 m^3	431千 m^3	430千 m^3
林業人材育成人数(累計)	385人	380人	645人
製材・合板需要の県産材率	51.5%	54.6%	60.0%

【令和6年度評価】

(1) 県産材素材生産量

令和6年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めたことなどにより、素材生産量は431千 m^3 となり、目標の418千 m^3 を達成することができました。

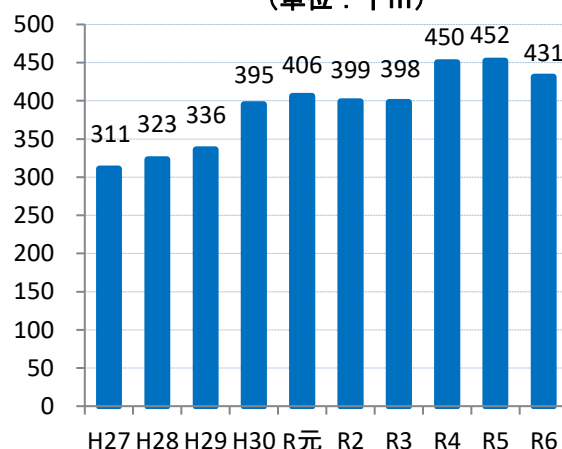
木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用は152千 m^3 （前年対比96.2%）、製紙等向け木材チップ用は59千 m^3 （前年対比68.6%）となり昨年度より減少しました。

一方、合板用については、県内大型合板工場への県産材の供給量が増加し、90千 m^3 （対前年比102.3%）となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化や連携体制のさらなる充実を図ります。

また、川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及等により低コスト造林を推進するとともに、ICT等の技術を活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。

指標：県産材素材生産量
(単位：千 m^3)



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネー

ジャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、令和6年度は77人の林業人材を育成し、累計で380人となりました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保にも注力して取組を進めていきます。

（３）製材・合板需要の県産材率

製材工場等において取り扱う原木について、外国産材・県外産材から県産材への転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化等に取り組みましたが、製材・合板需要の県産材率は、前年度から減少し、54.6%となりました。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給体制の構築に向けた研修会を開催するとともに、材工分離発注による県産材の調達手法を関係事業者間で共有するなど、引き続き、製材・合板需要の県産材率の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針２ 林業の持続的発展

【基本施策２－（１）】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

（１）森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和６年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和６年度末時点での森林経営計画作成面積は45,174haとなりました。

また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理の受け皿として、５事業者を意欲と能力のある民間事業者に選定・公表し、合計21事業者となりました。

（２）多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化

を図ります。

【令和６年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内の木質バイオマス発電所８基や大型合板工場に対して原木（Ｂ材・Ｃ材）を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

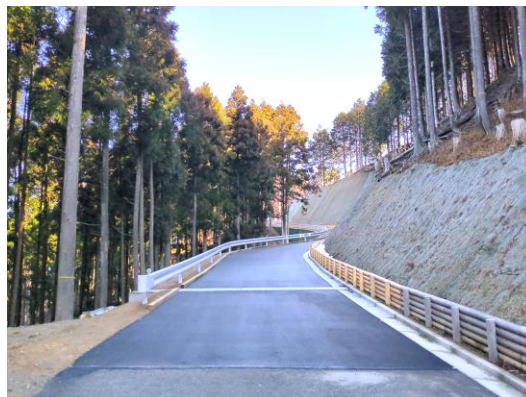
（３）林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのＩＣＴ化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和６年度の取組】

林道事業により、津市ほか10市町において、林道開設９路線14工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良９箇所を整備を実施・支援するとともに、令和６年８月の台風等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 経ヶ峰線（津市）

また、造林事業等により、森林作業道69,508mを開設することで搬出コストの低減を図り、競争力強化を促進しました。

さらに、林業のスマート化の実現に向けて、津市、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市において、航空レーザ測量成果の解析を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果等を林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法や労働安全の向上等に関する部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

（４）多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和6年度の取組】

林業・木材関係事業者等と福祉事業所のマッチングを担うコーディネーターが、福祉事業所と連携し手作りの廃油石鹸にヒノキの葉から抽出したオイルや蒸留水等を加え、香り豊かな手作り石鹸の製作に取り組みました。

（５）特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの等の情報提供を行います。

【令和6年度の取組】

安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「み

えの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所において、シイタケ等のきのこ類よりも子実体の発生温度が高く、夏季に低コストで生産可能な品種として、ウスヒラタケを選定し、省力的な菌床作製技術の開発に加え、生産現場における栽培実証試験等に取り組みました。

さらに、生産資材価格の高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、次期生産に必要な生産資材の価格上昇額の一部を支援しました。



三重県産ウスヒラタケ

（６）効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和6年度の取組】

林業研究所では、ドローン空撮を活用して新植地の見回り作業を効率化する方法について研究を行いました。植栽直後や冬季といった苗木と他植生が競合しない時期の撮影が重要であることや、空撮から得られる数値表層モデルを活用した成長量推定により、食害や枯死といった異常を発見しやすくなり、現地の詳細な点検の必要性の目

安としてドローン空撮データが活用できるとわかりました。それらの結果を基に、「ドローンを活用した造林初期のモニタリング」リーフレットを作成しました。

また、通常の苗木よりも苗高が高いスギコンテナ大苗を植栽した試験地にて、シカからの食害防除効果や下刈り削減の可否について調査し、スギ新植地での保育作業省力化技術の開発に取り組んでいます。

【基本施策２－（２）】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組めます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

（１）林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の就業希望者等に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

【令和６年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏等での就業相談対応や、就業希望者を対象とした体験研修、インターンシップ、高校生への林業職場体験研修などを実施（延べ251人）したほか、林業事業体の就業条件等の情報を発信し、その結果４人の新規就業につながりました。

＜新規林業就業者数の推移＞

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	37	31	36	28	34	22

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本３コースに、県内外から新たに25名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に、延べ154名の参加がありました。



みえ森林・林業アカデミーにおける選択講座（特殊伐採）

（２）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組めます。

【令和６年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、１年目の受講生10名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、２年目を迎えた受講生7名は、地域や組織の課題解決、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における障がい者の施設外就労等による就労機会のさらなる拡大に向け、林業と福祉をつなぐコーディネーターを新たに2名育成し、累計で10名となりました。コーディネーターによる林業と福祉とのマッチング活動により、福祉事業者における薪づくり作業など、6件のマッチングにつながりました。

（３）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

また、森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和6年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が策定する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について、3事業体の認定を行いました。この結果、令和6年度末時点で49の事業体が知事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策2－（3）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

（１）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握

や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、公共工事における県産材の利用を促進します。

【令和6年度の取組】

さまざまな形で暮らしの中に木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産材製品を募集、選定する「みえの木製品コンテスト2024」を開催し、選定された木製品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示を行い、広く県民に向けてPRを行いました。

また、首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（2回）し、県産材のPRを行いました。



県産材を活用した内装材等のPR
（ジャパンホーム&ビルディングショー2024 東京ビッグサイト）

さらに、県産材の新たな輸出先の開拓のため、ベトナムの建築関連企業や家具製造企業の経営者等を県内に招へいし、輸出に意欲のある事業者とのマッチング及び県産木材製品のPRに取り組みました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,328㎡の県産材を使用しました。

（２）信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やＪＡＳ材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、ＦＳＣ等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品に必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外国産材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和６年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品の紹介を行いました。

（３）住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和６年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をＰＲするイベントを５回行いました。

また、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例のＰＲに取り組みました。



第３回みえの木建築コンクール表彰式（林業研究所）

（４）中・大規模施設等の木材利用の促進

ＣＬＴや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や「森林環境譲与税」の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進みつつあります。今後は更なる建築物の木造・木質化を促進させるため、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和６年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の提案や設計ができる建築士の充実を図るため、過年度セミナーの修了者等を対象に、スキルアップを図るための「中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、16名が参加しました。併せて、行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を取得することを目的とした研修会を開催し、県・市町の営繕担当・事業課担当職員25名が参加しました。

また、非住宅建築物における県産材需要を獲得するとともに、県内設計士の木造設計に関する技術力向上を図るため、「木造非住宅設計支援事業」により、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物の設計支援を２件行いました。

さらに、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、９件の相談対応を行うなど、県内の

公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、大台警察署（大台町）や昴学園高等学校（大台町）等、県が整備した20施設において32.7m³、飯高駅宿泊施設（松阪市）や長田地区市民センター（伊賀市）等、市町などが整備した7施設において66.5m³となりました。



大台警察署（大台町）



飯高駅宿泊施設（松阪市）

（５）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材等の有効活用を図るため、木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和6年度の取組】

県内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が7基、非FITの発電所が1基稼働しており、県内未利用間伐材

等のエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、NPO等と連携して木の駅プロジェクトの取組を推進しました。

その結果、県内7地域の木の駅プロジェクトから、約2,200tの木材が出荷されました。

（６）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和6年度の取組】

林業研究所では、近年市場に流通する大径材の利用を促進するため、中大規模の非住宅建築物に大断面材をあらわしで使うための乾燥技術の開発に取り組んでいます。

令和6年度は、平角材と正角材を用いて、乾燥前処理（高温セット）と天然乾燥を組み合わせた複合乾燥試験を実施し、乾燥に伴う材質変化や含水率の経時変化を調査しました。



平角材の乾燥試験

その結果、平角材の乾燥試験では、高温セット処理の効果により、天然乾燥中における表面割れは発生せず、また今回の乾燥条件では約100日間の乾燥期間で、目標含

水率の約 25%に到達することが分かりました。一方、正角材の同試験では、約 120 日間経過した時点においても乾燥が不十分な状態であり、含水率 25%程度の乾燥材を生産するには、1 年以上の乾燥期間が必要であると推測されました。

Ⅲ 基本方針３ 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和6年度目標 (2024年度)	令和6年度実績 (2024年度)	令和10年度目標 (2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,565千人	1,352千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	25市町	22市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	220人・団体	214人・団体	300人・団体

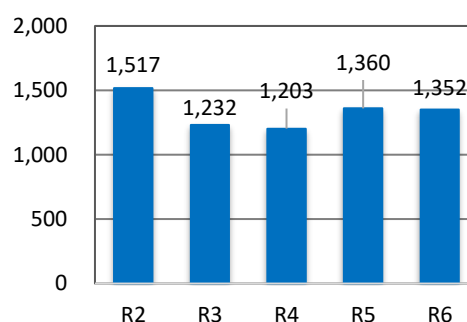
【令和6年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、天候等の影響もあり、前年度から8千人減少し、1,352千人となりました。

今後も、森林文化及び森林環境教育の振興を図るため、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組み、森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位:千人)



(2) 森林環境教育支援市町数

みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度から2市増加し、22市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和6年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から10人・団体増加して214人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員など、新たな主体による森林教育の取組が進むよう働きかけを行います。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3－(1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていること等、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和6年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。

また、「第11回みえの森フォトコンテスト」を開催し、子ども達から応募のあった246作品から28点（小学校・中学校それぞれで、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点）を入選作品として表彰し、公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツアーの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和6年度の取組】

関係市町や「伊勢志摩国立公園エコツアー推進協議会」と連携し、自然体験活

動の資質向上に向けて、地域資源の持続的な活用の推進等をめざした自然体験活動促進計画の策定を進めるとともに、ガイド能力向上のための研修会開催等の活動支援を行いました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを28回開催しました。



自然体験ツアーの開催（大台町）

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和6年度の取組】

自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するための制度を推進し、令和6年度末時点で、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」の認証団体数は7団体、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」の認定団体数は43団体となりました。

また、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、

5 団体が4.4haの森林整備や竹林整備を実施しました。

さらに、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、11市町で里山や竹林の整備が行われました。

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

また、木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和6年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、志摩市のオオシマザクラ等、7市町（17箇所）で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。



緑地等適正管理事業（亀山市中部中学校 エノキ）

【基本施策3－（2）】

森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽に触れあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成等を行います。

（１）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和6年度の取組】

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育や森づくり活動に関する相談対応や森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）等を行っており、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で、森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。

（２）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和6年度の取組】

「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、「三重県民の森」で139回、「三重県上野森林公園」で112回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会等の場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、17市町が教育文化施設等に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組まれました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触れ、森林教育に気軽にアクセスできる施設として、いなべ市、津市、大紀町に所在する子育て支援センターなど11施設を「みえ森林教育ステーション」に認定しました。



みえ森林教育ステーション（いなべ市）

（３）森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和6年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図り、身近な木・森・自然から学び地域の人・文化をつなぐ森林教育について考え話し合

う場とすることを目的に「第3回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。

また、令和7年2月には「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促進するよう「みえ森林教育プログラム」を作成し、県内全ての小中学校に配付しました。



第3回みえ森林教育シンポジウム
（トークセッション）

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、津市等、19市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。

Ⅳ 基本方針４ 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和6年度目標 (2024年度)	令和6年度実績 (2024年度)	令和10年度 (2028年度)
森林づくり活動への参加団体数	120団体	120団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	48者	57者	80者
三重の森林づくりへの関心度	42.0%	49.6% ※	50.0%

※令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和6年度の実績値は傾向を把握するための参考数値となります。

【令和6年度評価】

(1) 森林づくり活動への参加団体数

県民による森林づくりを活性化するため、「みえ森づくりサポートセンター」登録団体や、みえ森と緑の県民税を活用する団体の活動を支援しました。

また、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、令和6年度末時点で120団体となりました。

今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

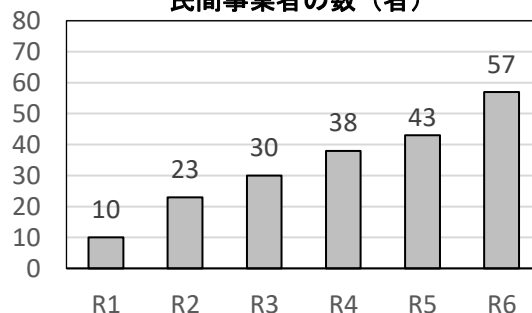
(2) 新たに木づかいに取り組む

民間事業者等の数

建設会社や工場など様々な事業者に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が14者増加し、令和6年度末時点で57者となりました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

指標：新たに木づかいに取り組む
民間事業者の数(者)



(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、49.6%の方が「関心がある」と回答しました。

今後も引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針 4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策 4－（１）】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

（１）森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、「企業の森」活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

【令和 6 年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、津市及びいなべ市において、新たに 2 件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、「みえ森づくりサポートセンター」において、森づくり活動団体支援講座を 3 回開催するとともに、森づくり活動団体等からの 9 件の相談に対応しました。

< 「企業の森」の実績（令和 7 年 3 月末時点） >

開始年度	企業名(活動地)	面積(ha)
平成18	シャープ(株)三重工場(多気町)	2.17
平成19	損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市)	0.41
平成20	(株)百五銀行(津市)	0.54
平成21	エレコム(株)(尾鷲市)、三菱重工サーマルシステムズ(株)(紀北町)	18.70
平成22	住友理工(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、NTT西日本(株)三重支店(津市)	14.29
平成23	エレコム(株)(志摩市)	8.15
平成26	味の素AGF(株)(亀山市)、TOYO TIRE(株)桑名工場(東員町)	21.65
平成28	東邦ガス(株)(大台町)	0.62
平成29	トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)コメダ(菰野町)、井村屋グループ(株)(津市)、(株)ホンダロジスティクス(菰野町)	46.60
平成30	(株)百五銀行(多気町)、(株)エイチワン(亀山市)	4.60
令和元	(株)宇城組(御浜町)、北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.64
令和2	横浜ゴム(株)(度会町)	2.66
令和3	(株)鈴鹿(菰野町)	4.50
令和4	(株)ダイダン(菰野町)、(公財)ニッセイ緑の財団(津市)	6.96
令和5	本田技研工業(株)(菰野町)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(菰野町)、読売リサイクルネットワーク(多気町)オムロンヘルスケア(株)(松阪市)	8.86
令和6	(株)トーエネック(津市)、住鉱潤滑剤(株)(いなべ市)	148.72
計	31 箇所	303.07
活動終了	(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)、全労済三重県本部(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)、中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、(株)第三銀行(松阪市)、(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)、JAバンク三重(津市)、(一財)セブン・イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)、楽天(株)(菰野町)、JAバンク三重(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)、JAバンク三重(菰野町)、(公財)イオン環境財団(松阪市)、JAバンク三重(大紀町)、(株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	34箇所

（２）緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和６年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携して、「緑の募金」街頭キャンペーンを実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、「公益社団法人三重県緑化推進協会」との共催で、「令和６年度みえの森づくりポスターコンクール（国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集）」を開催しました。コンクールには、県内の小中学校43校から合計317点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した６作品を、「公益社団法人国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、三重トヨペット株式会社の「第49回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、鈴鹿市や県立高等学校、三重県民の森等へクヌギ等の苗木を合計300本配付しました。

【基本施策４－（２）】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

（１）暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和６年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を10回開催しました。

（２）多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和６年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに14事業者を登録し、令和６年度末時点の登録者数は57事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	深緑茶房 名古屋店
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス
11	R2.4.8	三重テレビ放送株式会社
12	R2.4.22	マエダ社労士事務所
13	R2.4.23	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット
14	R2.7.13	まるてん有限会社 かつおの天ぱく
15	R2.7.19	一般社団法人志摩市観光協会
16	R2.8.27	松坂城 月見やぐら
17	R2.9.7	KANPAI ISESHIMA
18	R2.9.18	三重トヨペット株式会社
19	R2.10.1	株式会社ライフ・テクノサービス

20	R2.10.30	株式会社コメダ
21	R2.11.5	株式会社宮忠
22	R2.11.13	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
23	R2.12.1	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
24	R3.9.15	お菓子のじかん RUCIEN
25	R3.9.16	味の素株式会社 東海事業所
26	R3.9.17	ヴィゾンホテルマネジメント株式会社
27	R3.11.1	株式会社カーゾック kiond
28	R4.1.13	トヨタカローラ三重株式会社
29	R4.1.27	清水清三郎商店株式会社
30	R4.3.18	新割烹 柚子
31	R4.4.1	レストラン カルティベイト
32	R4.5.16	鳥羽ビューホテル花真珠
33	R4.5.25	水族館 伊勢シーパラダイス
34	R4.7.1	オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所
35	R4.8.8	有限会社みよしや
36	R4.8.8	リラクゼーションジラク
37	R5.3.7	株式会社御福餅本家
38	R5.3.16	金川珈琲
39	R5.7.5	一般社団法人つちからみのれ
40	R5.8.22	株式会社三十三銀行
41	R5.9.1	Hotel 津 Center Palace
42	R5.9.1	ホテル ザ・グランコート津西
43	R6.2.21	株式会社トーエー
44	R6.4.5	辻製油株式会社
45	R6.5.10	トヨタ車体株式会社 いなべ工場
46	R6.5.14	株式会社竹島建設
47	R6.5.17	BUD PALMS
48	R6.5.30	株式会社セントラルリフォーム
49	R6.9.26	日本生命保険相互会社 津支社
50	R6.10.7	三交不動産株式会社
51	R6.10.17	池田建設株式会社
52	R6.11.1	富士電設株式会社 セントラルウインドアカデミー
53	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール津南
54	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール東員
55	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール鈴鹿
56	R6.11.18	美杉飯金
57	R6.11.20	光輝建設株式会社



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式

【基本施策４－（３）】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

（１）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和６年度の取組】

令和６年10月５日（土）に志摩市阿児アリーナにおいて、「みえ森林フェスタ2024志摩」を開催し、約1,600名の方が来場されました。



みえ森林フェスタ2024志摩（志摩市阿児アリーナ）

県民の皆さんには、さまざまなステージイベントやミエトイキャラバンなどの各種ブース、屋外では、森の遊園地などのコンテンツを楽しんでいただき、森林や木への関心を深めていただきました。



みえ森林フェスタ2024志摩（志摩市阿児アリーナ）

参考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ

ろであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林教育の振興）

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民、森林に関する団体等の活動への支援）

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（三重のもりづくり月間）

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（財政上の措置）

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

Ⅱ 用語説明

ア 行

●ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

●一貫作業

伐採・搬出作業と並行又は連続して、機械による地拵え、苗木や獣害防護柵といった資材の運搬を行い、当該伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を完了する、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システム。

●意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

●A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

●SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

●NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

●OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略。自然公園等の既存の保護地域以外で民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域のこと。

カ 行

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林

②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林

③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林

④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ 行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国（経済産業省、環境省、農林水産省）が認証する制度。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高

い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成30年5月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成31年4月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受

けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画等がある。

●森林作業道

間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道であって、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪

を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ 行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区) に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪床勾配を緩和して溪床や溪岸の侵食を防止したり、溪床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間頭に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和 3 年 4 月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材等を含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動及び丸太やきのこ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術やICT等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

三重の森林づくり実施状況報告書 (令和6年度版)

令和7年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070

三重県森林審議会森林保全部会の審議状況報告について

1 審議会等の名称	令和6年度第1回三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	令和7年2月21日（金）
3 委 員	【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他5名
4 諮問事項	土石の採掘事業にかかる林地開発変更許可申請の審査
5 審議結果	鶴田石材株式会社による土石の採掘に係る、鳥羽市菅島町地内における林地開発変更許可申請について、審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。 （令和7年2月28日付け答申抜粋） 鶴田石材株式会社による鳥羽市菅島町地内における林地開発変更許可申請については、次の事項に留意し適切に対応する必要があります。 （1）土工について 本申請で拡大される開発に係る森林区域と残置森林の区域との境界部は、海に向かう急峻な谷地形となっているため、当該境界部の開発行為は細心の注意を払い、大雨等により海に土砂を流出させないこと。また、当該境界部においては掘削土砂を残置森林側に押し込むなど開発行為の影響によって、残置森林の保全に支障をきたさないようにすること。 （2）事業区域等境界の管理について 境界測量を行い、誤って開発許可区域を超えて開発行為を行わないよう将来にわたり適切に境界を管理すること。 （3）緑化に用いる植物について 在来種を用いる場合は、緑化区域周辺の同種の土質、環境にある植物群落から種子等を採集すること。外来種を用いる場合は、環境省に使用の可否を確認すること。植栽する際は客土を検討すること。 （4）法面の侵食対策について 表面流を減速させる目的でじゃかご等の構造物を設置する際には、事前に配置等の工法を適切に検討し、構造物の影響で法面を侵食させないこと。また、縦排水施設の設置を検討すること。 （5）土砂流出対策について 申請書記載の対策を徹底すること。
6 許可状況等	林地開発許可 令和7年2月28日付けて許可

鶴田石材株式会社による土石等の採掘に係る事業計画（変更）概要書

1 林地開発許可申請に係る森林の所在場所

鳥羽市菅島町字村山429番地1 ほか10筆

2 事業主体

(1) 住 所 愛知県名古屋市熱田区森後町3番地24号

(2) 事業者名 鶴田石材株式会社
取締役社長 鶴田欣也

3 申請内容等

(1) 事業の内容

土石等の採掘

(2) 変更内容

事業区域の変更

(3) 事業概要

ア 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地面積）

16.7434ヘクタール（変更前14.2063ヘクタール）

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

129.3004ヘクタール

イ 主な防災施設

沈砂池

(4) 事業経費 447億円（予定）

(5) 事業期間 昭和60年7月25日から令和14年3月31日まで

(6) 地域の概況

- ・当該開発区域は、鳥羽湾の離島であり、島の南側に面した開発地の周辺には人家・農地等は存在しない。植生は灌木類（ツゲ、ウバメガシ）を主とする天然林である。
- ・集落は島の北側にあり、採石地から尾根を隔てた約2,000mの位置にある。令和2年度時点の人口は455人（国勢調査より）採石の搬出は、開発地から直接会場運搬を行っており生活環境への影響はない。



- 事業区域界
- 森林計画区域の境界
- 今回申請区域（拡大区域）
- 残置森林
- 既許可区域（開発に係る森林）

今回申請区域
(拡大区域)

残置森林

既許可区域
(開発に係る森林)

残置森林

大山採取場

東山採取場

既許可区域
(開発に係る森林)

開発に係る森林

残置森林



緑化等面積総括表

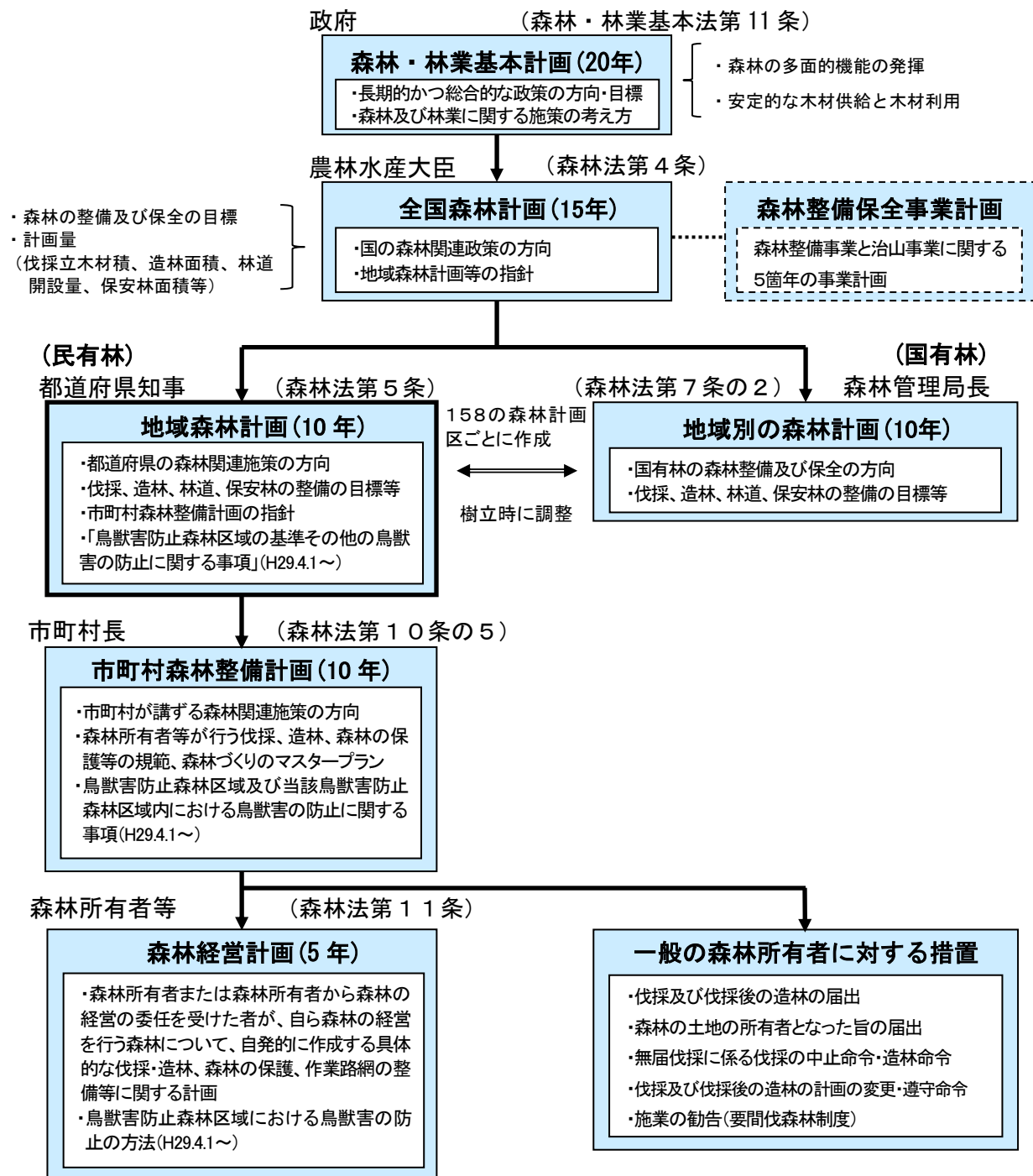
残置(造成森林)	造平樹林・造成工	191,781㎡
小段(造成跡地)	造平樹林工(8m・10m)	48,460㎡
法面(造成跡地)	造平樹林工	83,849㎡
小段(造成跡地)	植樹工(5m)	97,937㎡
小段(造成跡地)	植樹工(5m)	382,027㎡
残置森林	小計①	199,704㎡
保全区域	小計②	118,160㎡
	小計③	277,864㎡
	合計(①+②)	659,891㎡

記号	名称	備考	面積
 	事業(申請)区域		1,293,004㎡
	森林計画対象区域		
	開発行為をしようとする森林		
鳥羽市域 伊勢志摩国立公園 普通地域			
	残置森林	18年以上	199,704㎡
	保全区域		118,160㎡
	法面(造成跡地)	造平樹林・造成工	191,781㎡
	小段(造成跡地)	造平樹林工(8m・10m)	48,460㎡
	法面(造成跡地)	造平樹林工	83,849㎡
	小段(造成跡地)	植樹工(5m)	97,937㎡
	小段(造成跡地)	植樹工(5m)	382,027㎡
	計		659,891㎡
	緑化率		51.03%

事業名	土石採取事業
図面名称	緑化計画平面図
縮尺	1:2000
測 量	令和5年2月1日
製 図	鳥羽市材務株式会社

地域森林計画の樹立・変更について（令和 7 年度）

【森林計画制度の体系図】



1 地域森林計画の樹立について

地域森林計画は、森林法に基づいて知事が、全国森林計画の目標や計画量に即して、民有林について森林計画区別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画です。県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。

三重県は 4 つの森林計画区があり、令和 7 年度は北伊勢地域森林計画を樹立します。

(参考) 各森林計画における計画期間

森林計画区名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
森林・林業基本計画	◎				(20年程度を見通して定められ、おおむね5年ごとに更新される)															
全国森林計画			◎		(前期)					(中期)					(後期)					
北伊勢					☆					☆					☆					☆
伊賀	☆					☆				☆						☆				
尾鷲熊野		☆					☆					☆					☆			
南伊勢			☆					☆					☆					☆		

閣議決定： ◎

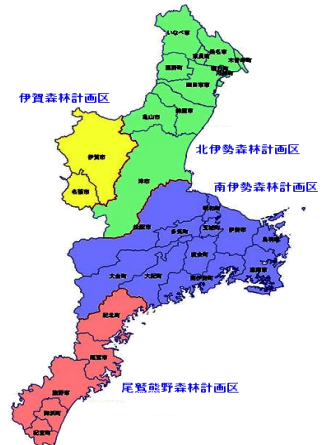
計画樹立（計画開始の前年）： ☆

計画期間（年度）：

前期 後期

2 地域森林計画の変更について

知事は、森林の現況、経済的事情等に変動があったときは、必要に応じて各地域森林計画を変更することができます。



3 地域森林計画の樹立・変更スケジュール

森林法第5条第1項の規定により、令和7年12月末までに北伊勢森林計画区の地域森林計画を樹立、また他の3つの計画について変更する可能性があります。

樹立に先立ち、地域森林計画書（案）については11月上旬から1ヶ月間縦覧と意見募集を行います。

また、縦覧期間満了後に、各市町及び近畿中国森林管理局へ意見聴取を行い、農林水産大臣協議を経て樹立となります。

森林審議会への諮問については、関係者意見聴取後の12月に行いますが、それに先立ち11月頃に事前の意見照会を行います。

なお、樹立のスケジュールは以下のとおりです。

項目	令和7年			令和8年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域森林計画書 作成							
森林審議会意見照会							
縦覧・公告 関係者意見聴取							
森林審議会							
農林水産大臣協議 樹立 計画期間							
市町村森林整備計画 作成 縦覧・公告、意見聴取、樹立 計画期間							